交通広報

令和３年 No.8

長崎警察署

積雪・道路凍結時の
交通事故防止

天候・気温・路面の
状況を把握しよう！

十分な車間距離を保つ！

急発進・急制動・
急ハンドルしない！

橋・カーブ・
坂道は慎重に！

チェーンや冬用タイヤ等の
滑り止め装置を着けよう！

車のルーフに積もった
雪は、落として発進！

道路交通法第71条第６号
長崎県道路交通法施行細則第14条第１号（運転者の遵守事項）

積雪及び凍結している道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤチェーン、スノータイヤ等を取り付けて滑り止めの措置を講ずること。

罰則 ： ５万円以下の罰金

**道路が積雪又は凍結しているときは、不要不急な車の運転を控え、なるべく公共交通機関の利用を！
やむを得ず運転する場合は、タイヤチェーン・冬用タイヤ等を装着しましょう。**